

まちを応援！ふるさと納税

ふるさと納税とは、生まれ育ったふるさとやこれまで深いかわりのある地域を応援したいという皆さんの想いを「寄付金」というかたちで実現できる制度です。寄付をしていただいた場合は、所得税や住民税から一定の控除が受けられます。

町外にお住まいの方で、南越前町で生まれ育った皆さんやご縁のある皆さん、「ふるさと納税」で南越前町のまちづくりを応援してください！

●手続き方法(払込手数料は無料です)

・ゆうちょ銀行を利用する場合

- ① ゆうちょ銀行の「払込取扱票」に、住所、氏名、寄付金額など必要事項を記入してください。
- ② 最寄りのゆうちょ銀行でお振り込みください。

・ゆうちょ銀行以外の金融機関を利用する場合
① 「寄付申出書」を役場に郵便、FAX、メールにてお送りください。

② 役場から支払用書類(振込用紙など)を郵送いたします。

③ 振込用紙にて南越前町収納金融機関でお振り込みください。

※ 「払込取扱票」「寄付申出書」は役場・各総合事務所などにあります。

※ 「寄付申出書」は、町ホームページからダウンロードいただけます。

確定申告

平成24年12月までに納めた寄付金は、平成25年3月までに確定申告を行うことで、税の控除を受けることができます。



ふるさと納税
～ふるさとへの想いをかたちに～

南越前町

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1
TEL 0778-47-3000(代) FAX 0778-47-3261

花はすの郷

問合せ

企画財政課 ☎47-80013

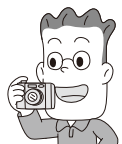
e-mail kizai@town.minamiechizen.lg.jp

※ 詳しくは町のホームページをご覧ください。

http://www.town.minamiechizen.fukui.jp

広報100号記念

表紙をあなたの写真で飾ってみませんか



広報南えちぜんは平成17年1月の創刊から、平成25年4月号(3月25日発行)で100号を迎えます。

その記念すべき100号の表紙を飾る写真を募集します。

【応募資格】 町内在住の方

【テーマ】 南越前町の魅力的な風景など

※ 町内で撮影された作品に限ります。

【応募規格】 1判もしくは2判プリントまたは500万画素以上のデジタルデータ

※ 作品は返却いたしません。また、入賞作品は原版を提出していただきます。

※ 入賞作品の著作権は町に帰属します。

※ 未発表作品であること。また、組写真・合成写真は除きます。

※ 特定できる人物が写っている場合、応募者が本人の承諾を得てください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。

※ 著作権侵害や肖像権侵害など法的な問題には、応募者が対処してください。



応募・問合せ

企画財政課 ☎47-80013

〒919-0292

南越前町東大道29-1

e-mail kizai@town.minamiechizen.lg.jp